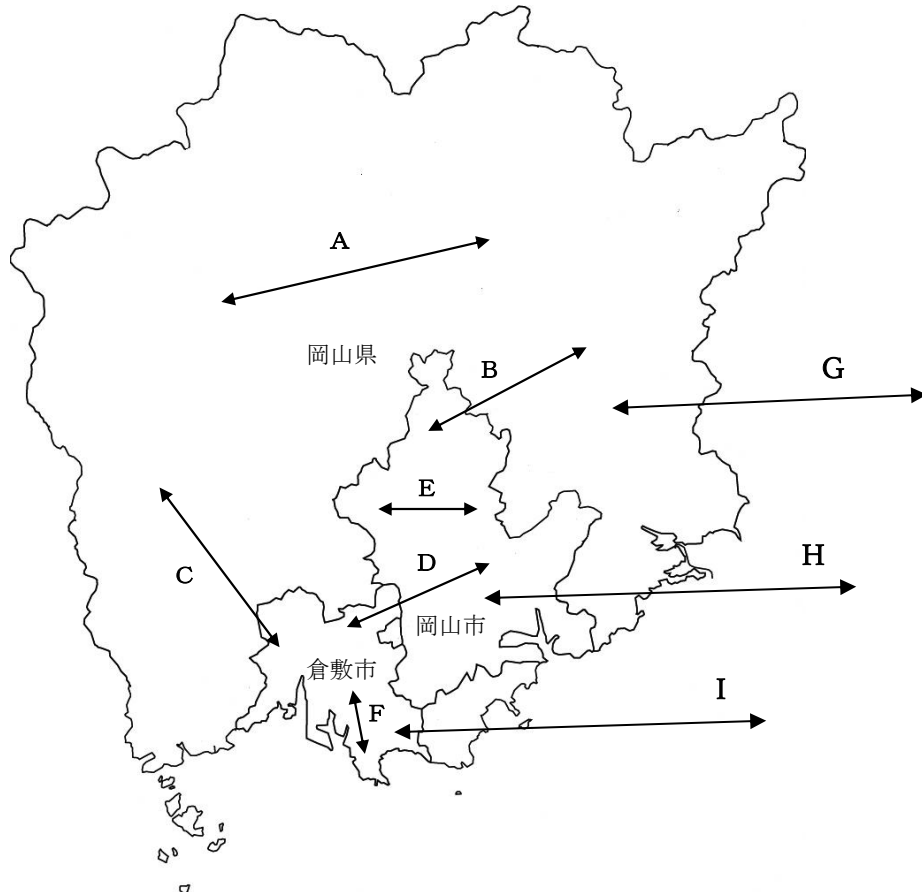


はじめに

この記載例は、産業廃棄物収集運搬業の新規又は更新の申請書に係るものです。

産業廃棄物収集運搬業の申請のうち、「積替え・保管を含む新規許可」を申請する場合には、この申請の前に、「事前計画書」の提出が必要ですので、管轄の担当部局に事前に相談してください。

【事業を行う区域と必要な許可の関係】※運搬を行う区域をよくご確認の上、申請してください。



【積替え・保管がない場合】

事業区域	必要な許可	県知事	岡山市長	倉敷市長	例
県内全域		○			A、B、C
倉敷市を除く県内全域		○			A、B
岡山市を除く県内全域		○			A、C
岡山市及び倉敷市		○			D
岡山市のみ			○		E
倉敷市のみ				○	F
県外と県内全域		○			G
県外と岡山市のみ			○		H
県外と倉敷市のみ				○	I

※E・F・H・Iについて、事業区域外で運搬を行う場合は、県知事の新規許可が必要となります。

【積替え・保管がある場合】

岡山市内又は倉敷市内で積替え・保管を行う場合は、岡山市長又は倉敷市長の許可が必要です。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
岡山県知事 殿	
登録事項証明書に記載の住所を 転記してください。 申請者 (〒700-8570) 住 所 岡山市北区内山下〇丁目〇番地〇号 氏 名 株式会社〇〇運輸 代表取締役 〇〇〇〇 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 086-〇〇〇-〇〇〇〇	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	別紙1-1（「許可申請する産業廃棄物の種類」、「石綿含有産業廃棄物が含まれるかどうか」、「水銀使用製品産業廃棄物が含まれるかどうか」、「水銀含有ばいじん等が含まれるかどうか」及び「積替え・保管の有無」の欄）のとおり
事務所及び事業場の所在地	事務所 別紙4のとおり 電話番号
	事業場 別紙4のとおり 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	別紙2-2「運搬車両一覧」、「その他の運搬施設の概要」及び別紙2-3「積替施設又は保管施設の概要」のとおり
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	(積替え又は保管を行わない場合の記載) 該当なし (積替え又は保管を行う場合の記載) 別紙2-3（「積替施設又は保管施設の概要」の欄）のとおり ※ 積替え又は保管を行う場合には、事前の協議が必要です。 所管の県民局に相談ください。
※ 事務処理欄	

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	
	別紙1-2のとおり		
申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称	住 所		
かぶしきがいしゃ ○ ○ う ん ゆ 株式会社○○運輸	登記事項証明書に記載のとおり		
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称	住 所		
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役 職 名・呼 称		
先行許可証を提出する場合は、 住民票に記載のとおり転記してください。			
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役 職 名・呼 称		
ふ り が な ○○ ○○	住民票に記載のとおり 代表取締役	住民票に記載のとおり 同上	
ふ り が な ○○ ○○	住民票に記載のとおり 監査役	住民票に記載のとおり 同上	
ふ り が な ○○ ○○	住民票に記載のとおり 相談役	住民票に記載のとおり 同上	
ふ り が な ○○ ○○	住民票に記載のとおり 顧問	住民票に記載のとおり 同上	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がるとき）

発行済株式の 総数	1, 000株		出 資 の 額	5, 000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
ふ り が な 〇〇 〇〇	住民票に記載のとおり	600株	住民票に記載のとおり	
		60%	同上	
ふ り が な 〇〇 〇〇	住民票に記載のとおり	350株	住民票に記載のとおり	
		35%	同上	
ふりがな 〇〇株式会社	—	50株	—	
		5%	登記事項証明書に記載のとおり	

先行許可証を提出する場合は、
住民票や登記事項証明書に記載のとおり転記してください。

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

(注) 使用人には、「次に掲げるものの代表者」が該当します。

- 1 本店又は支店（株式会社・有限会社等以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 2 1のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲等

産業廃棄物の種類		許可申請する産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無		有・無
				積替え・保管を行う産業廃棄物の種類		
		取扱う品目	限定がある場合 その内容	取扱う品目	限定がある場合 その内容	
1	燃え殻	—				
2	汚泥	—				
3	廃油	○				
4	廃酸	—				
5	廃アルカリ	—				
6	廃プラスチック類	○				
	自動車等破砕物	—				
7	紙くず	—				
8	木くず	○				
9	繊維くず	—				
10	動植物性残さ	—				
11	動物系固形不要物	—				
12	ゴムくず	—				
13	金属くず	○				
	自動車等破砕物	—				
14	ガラスくず等（注1）	○				
	自動車等破砕物	—				
15	鉱さい	—				
16	がれき類	○				
17	動物のふん尿	—				
18	動物の死体	—				
19	ばいじん	—				
20	産業廃棄物処理物	—				
21	輸入廃棄物	—				

廃蛍光管を運搬する場合は、金属くず、ガラスくず等、
廃プラスチック類の許可を有している必要があります。

	許可申請する産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物が含まれるかどうか	含む ・ 含まない	含む ・ 含まない
水銀使用製品産業廃棄物が含まれるかどうか	含む ・ 含まない	含む ・ 含まない
水銀含有ばいじん等が含まれるかどうか	含む ・ 含まない	含む ・ 含まない

（注1）ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くずのこと。

（注2）新規許可申請の場合は、許可申請を行うものについて、取扱う品目に○印を、取扱わない品目には—印を付けること。

（注3）更新許可申請の場合は、現に許可を受けているものについて、取扱う品目に○印を、取扱わない品目には—印を付けること。

都道府県・政令市等における許可取得の状況

番号	都道府県・市名	許 可 番 号			
		産 業 廃 棄 物		特別管理産業廃棄物	
		収集運搬業	処 分 業	収集運搬業	処 分 業
1	岡山県			第03350000001号	
2	〇〇市	第10001000001号	第10021000001号		
3	〇〇市	第08300000001号			
4	△△県	令和〇〇年〇〇月〇〇日 許可申請中			
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12		・別紙2－1（事業計画の概要）に記載した予定排出事業場又は予定運搬先（処分場）が岡山県外の場合は、対象となる申請者の収集運搬に係る許可証の写しを全て添付すること。ただし、許可申請中の場合は、申請の受理が確認できる書面を添付すること。 ・岡山市長又は倉敷市長の収集運搬業の許可を有している場合は、当該許可証の写しを添付すること。			
13					
14					
15					
16					
17					
18					
備考 1 既に処理業の許可を有している場合は、その許可番号を都道府県・市ごとに記入すること。					
2 許可申請中の場合は、申請年月日を記入すること。					
3 別紙2－1（事業計画の概要）に記載した予定排出事業場又は予定運搬先（処分場）が岡山県外の場合は、対象となる申請者の収集運搬に係る許可証の写しを全て添付すること。ただし、許可申請中の場合は、申請の受理が確認できる書面を添付すること。					
4 岡山市長又は倉敷市長の収集運搬業の許可を有している場合は、当該許可証の写しを添付すること。					

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

当社の業務内容は次のとおりであり、今回、新たに岡山県において産業廃棄物の収集運搬業務を行う。

(主たる業務内容)
産業廃棄物収集運搬業務
建築物及び構造物等の解体業

(営業範囲)
岡山県、兵庫県、広島県

・排出元の業種指定がある産業廃棄物は、予定排出事業場が適切か確認してください。
※紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、がれき類など
・石綿含有産業廃棄物を含み、予定排出事業場や予定運搬先が異なる場合は、それぞれを分けて記載してください。

〇〇県内の化学工場（所在地：〇〇県内）などの記載で差し支えありませんが、排出事業場が特定できる場合は、〇〇産業株式会社（所在地：・・・）のように該当する事業場名を記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物の種類及び運搬量等

	産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃油	3t/月	液状	〇〇県内の化学工場 〇〇県内	該当なし	〇〇株式会社 津山市・・・
2	廃プラスチック類	15 t/月	固形状	〇〇産業株式会社 岡山市北区・・・	該当なし	〇〇株式会社 玉野市・・・
3	金属くず	15t/月	固形状	同上 倉敷市・・・	該当なし	【予定運搬先が県外の場合】 〇〇株式会社 所在地は添付許可証に記載のとおり
4	木くず	25t/月	固形状	株式会社〇〇建設 (岡山県内の工事現場)	該当なし	〇〇株式会社 玉野市・・・
5	ガラスくず・コンクリートくず 陶磁器くず	4t/月	固形状	同上 (岡山県内の工事現場)	該当なし	同上
6	がれき類	30t/月	固形状	同上 (岡山県内の工事現場)	該当なし	〇〇株式会社 笠岡市・・・
7	がれき類(石綿含有 産業廃棄物)	5t/月	固形状	同上 (岡山県内の工事現場)	該当なし	【予定運搬先が県内で、許可証の写しを添付する場合】 〇〇株式会社 所在地は添付許可証に記載のとおり
8	水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管)	1t/月	固形状	同上 (岡山県内の工事現場)	該当なし	〇〇株式会社 津山市・・・

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

運搬先での処分方法が、適切か確認してください。

※建設リサイクル法で、対象建設工事の受注者は、木くず等の再資源化が義務付けられています。

予定運搬先の所在地は、処分場の施設の設置場所又は積替え保管場所（許可証を参照）を記載してください。

【予定運搬先が県内の産業廃棄物処分業者の場合】

※処分先の許可証（処分業者の許可証）の写しを有している場合は、該当許可書を添付すれば、「所在地は添付許可証に記載のとおり」と記載して差し支えありません。

【予定運搬先が県外の産業廃棄物処分業者の場合】

処分先の許可証（処分業者の許可証）の写しを添付してください。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	岡山11あ0000	車検証 自動車検査証記録事項 記載のとおり	自己所有・借上げ ※借上げ契約書等添付の有無 有・無	
2	ダンプ	岡山11あ0000	車検証 自動車検査証記録事項 記載のとおり	自己所有・借上げ ※借上げ契約書等添付の有無 有・無	
3	ダンプ	岡山11あ0000	車検証 自動車検査証記録事項 記載のとおり	自己所有・借上げ ※借上げ契約書等添付の有無 有・無	
4	車検証（自動車検査証記録事項）の 「車体の形状」欄のとおり記載してください。		車検証 自動車検査証記録事項 記載のとおり	申請者が車両の使用権原を有していることを確認するため、 借上げの場合は添付を求めています。	
5					
6			車検証 自動車検査証記録事項 記載のとおり		
7	(車両が10台を超える場合は、別紙2-2-2に記入ください。)				
8					
9					
10					
事務所の所在地	別紙4のとおり				
駐車場の所在地	別紙4のとおり ※ 付近の見取図を添付すること。				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
鉄製オープンドラム缶	汚泥	200L	10個		
鉄製液体用ドラム缶	廃油	200L	10個		

運搬する廃棄物の性状に応じた運搬容器を用いること。
<例>

廃油、汚泥	密閉可能なドラム缶
廃酸、廃アルカリ	密閉可能な耐酸性・耐アルカリ性のプラスチック容器
燃え殻、ばいじん、 鋳さい	密閉可能なドラム缶

別紙2-2-2

(1) 運搬車両一覧（つづき）

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
11			車検証 自動車検査証記録事項 記載のとおり	自己所有・借上げ ※借上げ契約書等添付の有無 有・無	
12			車検証 自動車検査証記録事項 記載のとおり	自己所有・借上げ ※借上げ契約書等添付の有無 有・無	
13			車検証 自動車検査証記録事項 記載のとおり	自己所有・借上げ ※借上げ契約書等添付の有無 有・無	
14			車検証 自動車検査証記録事項 記載のとおり	自己所有・借上げ ※借上げ契約書等添付の有無 有・無	
15			車検証 自動車検査証記録事項 記載のとおり	自己所有・借上げ ※借上げ契約書等添付の有無 有・無	
16			車検証 自動車検査証記録事項 記載のとおり	自己所有・借上げ ※借上げ契約書等添付の有無 有・無	
17			車検証 自動車検査証記録事項 記載のとおり	自己所有・借上げ ※借上げ契約書等添付の有無 有・無	
18			車検証 自動車検査証記録事項 記載のとおり	自己所有・借上げ ※借上げ契約書等添付の有無 有・無	
19			車検証 自動車検査証記録事項 記載のとおり	自己所有・借上げ ※借上げ契約書等添付の有無 有・無	
20			車検証 自動車検査証記録事項 記載のとおり	自己所有・借上げ ※借上げ契約書等添付の有無 有・無	
21			車検証 自動車検査証記録事項 記載のとおり	自己所有・借上げ ※借上げ契約書等添付の有無 有・無	
22			車検証 自動車検査証記録事項 記載のとおり	自己所有・借上げ ※借上げ契約書等添付の有無 有・無	
23			車検証 自動車検査証記録事項 記載のとおり	自己所有・借上げ ※借上げ契約書等添付の有無 有・無	
24			車検証 自動車検査証記録事項 記載のとおり	自己所有・借上げ ※借上げ契約書等添付の有無 有・無	
25			車検証 自動車検査証記録事項 記載のとおり	自己所有・借上げ ※借上げ契約書等添付の有無 有・無	

(3) 積替施設又は保管施設の概要

(積替え又は保管を行う場合のみ作成)

※ 積替え又は保管を行う場合には、事前の協議が必要です。
所管の県民局にご相談ください。

① 積替え又は保管施設の場所

所在地	岡山県〇〇市〇〇〇〇〇番地
面積	計 150 m² (うち、保管の場所の面積 50 m²) 作業場所の面積 100 m²
積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類	別紙1-1 (「積替え・保管を行う産業廃棄物の種類」の欄) のとおり
積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	保管上限 100 m ³ ・ t 積み上げることができる高さ 1.8 m

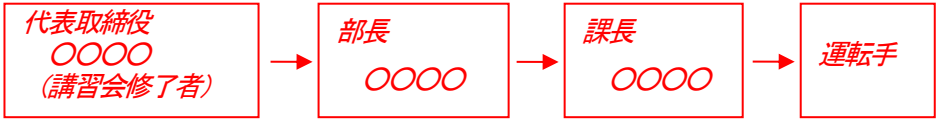
② 積替え又は保管施設の概要

保管施設の構造	別図のとおり
産業廃棄物の種類ごとの保管の方法	がれき類：屋外保管 廃油：鉄製ドラム缶に入れ密閉して保管 水銀使用製品産業廃棄物：専用容器に入れて保管

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 収集運搬業務の管理及び施設の運営管理体制



収集運搬業務の受託に当たっては、事前に排出事業者と委託契約を締結する。

また、産業廃棄物の収集運搬に当たっては、引き渡しを受ける際に排出事業者から管理票の交付を受け、受託した産業廃棄物とともに運搬先へ回付する。また、管理票は控えを取り本社事務所で5年間保管する。

(2) 車両毎の積載する廃棄物の種類

運搬する産業廃棄物	車体の形状
汚泥	キャブオーバ
廃油	ダンプ

車検証（自動車検査証記録事項）の「車体の形状」欄のとおり記載してください。

(3) 収集運搬業務を行う時間

9時から17時まで

(4) 休業日

日曜日、祝祭日、年末年始

第2面に記載した相談役等の人数と一致させてください。

従業員数の内訳

延べ人数又は実従業員数を記載してください。
※一致している必要はありません。

令和00年00月00日現在

申請者又は申請者の 登記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の7 に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外 の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
2 人	0 人	2 人	20 人	50 人	50 人	10 人	134 人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

（1）運搬に際し講ずる措置

運搬する廃棄物の性状に適した車両及び容器※を使用し、飛散・流出を防止する。	☒ 左記対策を講じる
悪臭が発生するおそれがある産業廃棄物は、運搬する廃棄物の性状に適した車両及び容器※を使用し、悪臭の漏出を防止する。	☐ 左記対策を講じる ☒ 対象物を運搬しない
容器が転倒するおそれがある場合は、ロープ等で固定する。	☒ 左記対策を講じる ☐ 対象物を運搬しない
バラ積みの場合は、荷台にシートを掛けて飛散を防止する。	☒ 左記対策を講じる ☐ 対象物を運搬しない
石綿含有産業廃棄物は、上記の措置を講じるほか、性状に応じ、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版 令和3年3月 環境省環境再生・資源循環局）に記載の方法で運搬する。	☒ 左記対策を講じる ☐ 対象物を運搬しない
水銀廃棄物は、上記の措置を講じるほか、性状に応じ、水銀廃棄物ガイドライン（第4版 令和7年3月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課）に記載の方法で運搬する。	☒ 左記対策を講じる ☐ 対象物を運搬しない
○その他で講じる措置がある場合は下欄に具体的に記載してください。	

※車両及び容器等の詳細は、「別紙2-2」及び「別紙2-4」に記載のとおり

（2）積替え又は保管施設において講ずる措置

【積替え又は保管を行わない場合の記載】
該当なし

【積替え又は保管を行う場合の記載】

周囲の囲い及び表示	周囲に囲いを設け、入口の見やすい位置に「産業廃棄物積替保管場所」である旨の掲示板（60cm×60cm）を設置する。
産業廃棄物の飛散及び流出の防止措置	周囲に塀を設置し、保管場所にコンクリート塀を設置することにより、飛散及び流出を防止する。
産業廃棄物の地下浸透の防止措置	床面はコンクリート打ちとし、地下浸透を防止する。
産業廃棄物の悪臭の漏出の防止措置	がれき類は、悪臭の発生のおそれはない。 廃油は鉄製の液体用ドラム缶に入れ、密閉して保管するため悪臭の漏出はない。
ねずみ・衛生害虫の発生防止措置	整理整頓に務め、清潔を保持する。 定期的に薬剤散布を行う。
他の物と混合を防止する仕切り等の措置	水銀使用製品産業廃棄物は専用容器に入れて保管する。
産業廃棄物の種類に応じた上記以外の措置	

※ 積替え又は保管を行う場合には、事前の協議が必要です。

所管の県民局にご相談ください。

運搬車両の写真

自動車登録番号又は 車両番号		岡山 1 1 あ 0000	
前 面 写 真	写真の方向等について図示するのが望ましい。		
	注意事項 ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 (写真を添付してください。)		
側 面 写 真	注意事項 ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物 収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が 表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した 写真も添付すること。 (写真を添付してください。)		
	撮影	令和00年00月00日	

※おおむね申請日の六箇月以内に撮影したものとする

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	鉄製ドラム缶 (200L)	用途	別紙 2－2－1 に記載のとおり
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 (運搬容器を所有しているかどうかを確認するため、 実際に使用する (している) 容器の写真を貼付してください。 インターネットやカタログからの転載はしないでください。)			
		撮影	令和〇〇年〇月〇〇日

運搬容器等の名称	廃蛍光管収納容器	用途	別紙 2－2－1 に記載のとおり
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 (運搬容器を所有しているかどうかを確認するため、 実際に使用する (している) 容器の写真を貼付してください。 インターネットやカタログからの転載はしないでください。)			
		撮影	令和〇〇年〇月〇〇日

※おおむね申請日の六箇月以内に撮影したものとする

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳		金 額 (千円)
事業の開始に要する資金の総額		15,000千円
	土地	5,000千円
	事務所	5,000千円
	収集運搬車両	5,000千円
	積替保管施設	
調達方法	自己資金	5,000千円
	借入金	10,000千円
	(借入先名)	〇〇銀行
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		
■事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法は上記のとおり。 ☐既に事業を行うために必要な車両、車庫、事務所などを保有しており、新たに資金を必要としない。 ☐更新許可申請であり、新たに資金を必要としない。 ☐以下の理由により、新たに資金を必要としない。 ()		

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
令和〇〇年〇〇月 〇〇日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	〇〇銀行定期預金		3, 000千円
有価証券	(株) △△の株式	200株	3, 000千円
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地	宅地、農地、〇〇	〇〇〇m ²	評価額 3, 000千円
建 物	自宅、倉庫、〇〇	延べ〇〇〇m ²	評価額 3, 000千円
備 品			
車 両	キャブオーバ、 ダンプ	3台	1, 000千円
そ の 他			
資 産 計			13, 000千円
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	〇〇銀行融資		10, 000千円
短期借入金			
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			10, 000千円

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 殿

申請者

住 所 岡山市北区内山下〇丁目〇番〇号

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

株式会社〇〇運輸

代表取締役 〇〇〇〇

欠 格 条 項 に つ い て

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号

- イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※ 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者をいう。

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3条第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

添付書類の省略に関する申立書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

住 所 岡山市北区内山下〇丁目〇番〇号

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

株式会社〇〇運輸 代表取締役 〇〇〇〇

下記1の本申請における下記2の添付書類は、その内容に変更がないので、添付を省略します。

記

1 添付書類を省略する申請の種類（※この申立書を添付する申請）

（1）申請日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

（2）申請の区分

- ☒ 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
- ☐ 産業廃棄物処理業事業範囲変更許可
- ☐ 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
- ☐ 特別管理産業廃棄物処理業事業範囲変更許可

2 添付を省略する書類の名称

- ① 運搬車両の写真（別紙2-6）
- ② 運搬容器等の写真（別紙2-7）
- ③ 事務所等の写真（1）（別紙5（参考））
- ④ 事務所等の写真（2）（別紙6（参考））
- ⑤ 車両、船舶の検査証の写し（電子化された自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項の写し）
- 6 車両、船舶を借用する場合の借上契約書等の写し
- 7 積替え保管場所の写真
- 8 積替え保管場所の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計算書並びに当該場所付近の見取図
- 9 積替え保管場所の土地の登記事項証明書及び国土調査図（又は切絵図）
- 10 積替え保管場所の土地、建物を借用する場合の貸借契約書等の写し

（備 考）省略する場合には、該当項目に○印を記入すること。

添付書類の省略に関する申立書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

住 所 岡山市北区内山下〇丁目〇番〇号
氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
株式会社〇〇運輸 代表取締役 〇〇〇〇

下記1の本申請（届出）における下記3の添付書類は、同時に提出しました下記2の申請（届出）書における添付書類及び図面と共通していますので、添付を省略します。

記

1 添付書類を省略する申請（届出）の種類（※この申立書を添付する申請）

(1) 処理業の種類

- ☐ 産業廃棄物収集運搬業 ☒ 特別管理産業廃棄物収集運搬業
☐ 産業廃棄物処分業 ☐ 特別管理産業廃棄物処分業
☐ その他（ ）

(2) 申請 (届出) の区分

- ☒ 新規 ☐ 更新 ☐ 変更許可 ☐ 変更届 ☐ その他 ()

2 同時に提出し、添付書類を提出する申請（届出）の種類

(1) 処理業の種類

- ☒ 産業廃棄物収集運搬業 ☐ 特別管理産業廃棄物収集運搬業
☐ 産業廃棄物処分業 ☐ 特別管理産業廃棄物処分業
☐ その他（ ）

(2) 申請 (届出) の区分

- ☒ 新規 ☐ 更新 ☐ 変更許可 ☐ 変更届 ☐ その他 ()

3 添付を省略する書類及び図面の名称

(別紙 1-2) 都道府県・政令市等における許可取得の状況	
(別紙 2-10) 誓約書	
(別紙 4) 事業所等の名称・所在地及びその見取図	
(別紙 5) 事務所等の写真(1)	
(別紙 6) 事務所等の写真(2)	
定款又は寄付行為の写し	
法人登記事項証明書	
住民票	
●●●	
●●●	
●●●	

※許可の手引き「6申請書類のチェック」を参考に添付書類の名称を記載してください。

事業所等の名称・所在地及びその見取図

区 分	名 称	所 在 地	電話番号
事 務 所 (営 業 所)	株式会社〇〇運輸 本社事務所	〒 700-8570 岡山市北区内山下〇丁目〇番〇号	086-000-0000
		〒	
事 業 場 (車庫・駐車場) (保管場所)	株式会社〇〇運輸 車庫	〒 708-0051 岡山県津山市椿高下〇番地	なし
		〒	
		〒	

上記事務所等の付近見取図

(事務所)

(営業所)

本県への許可申請に関する事務所、事業場のみ記載ください。

(地図を貼付又は記載してください。)

(地図を貼付又は記載してください。)

(事業場)

(車庫・駐車場)

(地図を貼付又は記載してください。)

(地図を貼付又は記載してください。)

※事業場の所在地は土地の地番を記入

事務所等の写真（1）

事 務 所	所在地 岡山市北区内山下〇丁目〇番〇号
（事務所の外観がわかる写真を添付してください。）	
営 業 所	所在地 岡山市北区内山下〇丁目〇番〇号
（営業所の外観がわかる写真を添付してください。）	

※おおむね申請日の六箇月以内に撮影したものとする

事務所等の写真（2）

事業場	所在地 <u>岡山県津山市山下〇番地</u>
（事業場の外観がわかる写真を添付してください。）	
車庫・駐車場	所在地 <u>岡山県津山市椿高下〇番地</u>
（車庫・駐車場の外観がわかる写真を添付してください。）	

※おおむね申請日の六箇月以内に撮影したものとする